

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 2 | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和4年12月15日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>1. 東村山市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行う。</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格に関する事務・保険料の賦課・徴収に関する事務・医療保険の給付に関する事務 <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料の還付に関する事務 |
| ③システムの名称 | <p>1. 後期高齢者医療事務支援システム</p> <p>2. 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム</p> <p>3. 団体内統合宛名システム</p> <p>4. 中間サーバー</p> |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル (5)口座登録・連携ファイル関係情報 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 番号法第9条第1項 別表第1の59の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第2条第2項、第9条 及び 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25項</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>1. 番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 82</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第43条の2の2</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|---|
| ①部署 | 健康福祉部 保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉部 保険年金課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 東村山市役所 健康福祉部 保険年金課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 令和1年6月10日 | I 関連情報 5-② | 健康福祉部 保険年金課 津田潤 | 健康福祉部 保険年金課長 | 事後 | |
| 令和1年6月10日 | I 関連情報 7 | 東村山市総務部総務課情報公開係 住所:東村山市本町1-2-3 電話:042-393-5111 | 東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846 | 事後 | |
| 令和1年6月10日 | I 関連情報 8 | 東村山市健康福祉部保険年金課高齢者医療係 住所:東村山市本町1-2-3 電話:042-393-5111 | 東村山市役所 健康福祉部 保険年金課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846 | 事後 | |
| 令和1年6月10日 | IVリスク対策 1~9 | 様式変更による | IVリスク対策 1~9 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | I 関連情報 3 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第47条 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | IIしきい値判断項目 1, 2 | 平成27年10月1日 時点 | 令和2年8月3日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月9日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数(時点) | 令和2年8月3日 時点 | 令和4年8月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月9日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(時点) | 令和2年8月3日 時点 | 令和4年8月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年12月15日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 | 後期高齢者医療事務 | 後期高齢者医療に関する事務 | 事前 | |
| 令和4年12月15日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 後期高齢者医療事務支援システム ・賦課決定通知書・納付書等の賦課に関する事務 ・還付通知書、及び充当通知書各決定通知書、督促状の発行などの納付に関する事務 ・引落口座依頼データ作成、収納結果取込など収納に関する事務 2. 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・被保険者証等の証の発行の資格業務 ・高額療養費、食事差額等の給付事務 ・保険料収納等の管理事務 | 1. 東村山市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行う。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格に関する事務 ・保険料の賦課・徴収に関する事務 ・医療保険の給付に関する事務 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保険料の還付に関する事務 | 事前 | |
| 令和4年12月15日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム | 1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー | 事前 | |
| 令和4年12月15日 | I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名 | 1) 資格ファイル (2) 賦課ファイル (3) 給付ファイル (4) 取滞納ファイル | (1) 資格ファイル (2) 賦課ファイル (3) 給付ファイル (4) 取滞納ファイル (5) 口座登録・連携ファイル関係情報 | 事前 | |
| 令和4年12月15日 | I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第2条第2項、第9条及び 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25項 | 事前 | |
| 令和4年12月15日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事前 | |
| 令和4年12月15日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | | 1. 番号法第19条第8号(別表第2における情報照会の根拠) 82 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第43条の2の2 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|-------------|--------------|------|-----------|
| 令和4年12月15日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(時点) | 令和4年8月1日 時点 | 令和4年12月1日 時点 | 事前 | |
| 令和4年12月15日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(時点) | 令和4年8月1日 時点 | 令和4年12月1日 時点 | 事前 | |